

大阪高裁総第001090号

(庶ろ－03)

平成24年11月9日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

大阪高等裁判所長官 佐々木 茂 美

調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月20日付け民二第005915号に対する報告)

標記の協議会における協議結果要旨は、別添のとおりです。

平成24年度大阪高等裁判所管内調停運営協議会協議結果要旨

1 調停運営の改善について

(1) 迅速な処理が難しい事件に対する工夫について（小問1～3）

近年の複雑化した経済活動に起因する専門性が高い事案や交通事故事案等において、長期化することがある上、法的評価を求められる傾向にある。加害者側が全く落ち度を認めない事案について、裁判官から裁判例を示され、加害者側の納得が得られたことがあった。（大阪地裁）

裁判所において知識の豊富な調停委員を選んでいただいたり、事前及び事後の評議の充実を図っている。（京都地裁）

初回期日の前に、可能な限り当事者双方、特に相手方の状況を把握しておくことが重要であり、事前準備の一層の充実を図っている。また、複雑かつ件数が多い交通事故と建物瑕疵の事件については処理要領を作成し、その処理要領に基づいた運用を行っている。（神戸地裁）

平成23年3月から、3回程度の調停期日で解決を目指すシステム（以下「エクスプレス調停」という。）を試行的に1年間導入し、当事者の了解を得た80件（全体の15.2パーセント）につきエクスプレス調停として指定した。そのうち、63件につき3回目までに調停が成立した。本施行後（平成24年4月から同年7月まで）は、エクスプレス調停として指定した15件（全体の8.9パーセント）のうち、13件につき3回目までに調停が成立した。担当した調停委員からは、成立した際に当事者が非常に満足してくれているということと証拠の収集が早くなったということを知っている。計画的に進行していくということを当事者に伝えていくことで、自主的に解決しようという意欲を持たせることもできる。当事者と計画的進行について認識を共有しながら、エクスプレス調停を行っている。（京都地裁）

調停の冒頭で当事者双方に対して、少なくとも3回目では目途を付けたいの

で、初回に全ての情報把握ができるような状態を作らせていただきたいという趣旨の説明を行っている。（神戸地裁）

当事者からの期日変更が増えてきているが、迅速な解決を図るために調停委員の意識改革に取り組んでいるところである。（京都家裁）

当事者からの期日変更の申出はそれほど多くない。その理由として、調停前の書記官による当事者への働き掛けが功を奏している。また、急きょ出頭できない旨の連絡をしてきた当事者に対しては、時間を置いてもう一度電話をかけるように指示しておき、再度電話がかかってきた際にはあらかじめ出頭当事者との間で調整した日時を提案して期日を決めている。当事者自身が現在どの段階（実情把握、争点整理、合意形成等）であるかを自覚できるようになっている調停進行のモデルを活用し、計画的に調停を進行させている。（大阪家裁）

迅速な解決を図るとしても、当事者に対して押し付けになるようなことは避けないといけない。（大津地裁）

調停による紛争解決においては、当事者の納得が一番大事な要素だと考えている。3回で終わる調停という一つの選択肢を掲げることによって利用しやすくなるという面もあるが、当事者一人一人の事情を十分に酌み取り、事案に応じて3回調停が難しいと思えば、その時点で切り替えるという柔軟性も必要ではないか。専門的な知見を要する事件については、当事者の調整に任せておくと、なかなか進行がうまくいかず、最後は調停委員会が調停案の提示をしないと解決しない事件がほとんどであるが、なるべく時間を掛けて当事者双方から話を聴き、そこで当事者の信頼を受けて、当事者から調停案を示してくださいと言われるような形に持っていくのがよいと思う。また、詳しく事情を聴いた段階で、今後の進行について十分に評議を行い、計画的な調停審理を行っていくことが極めて重要なことだと考えている。（大阪地裁裁判官）

いわゆる漂流型の調停になることを避けるためには、進行計画を当事者に説明して認識を共有するとともに、当事者の自主的な解決に向けた意欲を高めて

いくことが必要であると思われる。また、計画的な審理を実現するためには、期日の最後に当事者を同席させて、その日の期日と次回の期日の内容を確認するという方法で当事者と課題を共有することも考えられる。（大阪家裁裁判官）

(2) 裁判官、調停委員が認識を共通にするための工夫及び留意点について（小問4）

裁判官、書記官及び調査官が、事件に取り組む姿勢や見通しが分かるようなメモを作成している。また、手控えには、申立人と相手方との主要な争点及び合意点等についての主張を記載する欄のほか、調停の経過を記載する欄があり、調停がどの辺りまで進行しているのかが一目瞭然で分かるようになっている。また、今後の検討事項の欄や家事審判官からの連絡事項の欄もあり、円滑な進行の一助となっている。（大阪家裁）

問題点を把握するためには争点整理簿を作成し、それを基にして裁判官と評議を行うのがよいのではないか。（奈良家裁）

(3) 評議の充実に向けての取組及び工夫について（小問5～7）

本人が記載した申立書は、紛争の要点や実情が把握しにくいので、まず調停委員において話を聴き、論点をまとめてから評議を行うように心掛けている。（和歌山地裁）

評議は全件行っていないが、調停案を提示するときには事前評議を行っているほか、法律上の問題がある事件や当事者双方が感情的になったり、主張が真っ向から対立している事件については評議を行うようにしている。評議を行うに当たっては、相調停委員との意思疎通を十分に図り、時系列表を作成したり、当事者の主張を書面化するなど、分かりやすい評議を心掛けている。また、担当裁判官は決まっていないが、評議した事件についての次定期日は必ずその裁判官が担当する日に入れるようにしている。（大津地裁）

第1回は事前評議と事後評議を必ず行っている。中間評議は裁判官から指示

がある場合のほか、当初の筋書きと違ってきた場合等に行うことがある。17条決定を行う場合には、当事者双方が仕方がないと思うところまで交渉をしておく必要があり、評議が重要となってくる。（大阪地裁）

特別な事情がない限り、事前評議は行っている。（神戸地裁）

事件数が多いことから、奇数回については事前評議及び事後評議を行っているが、偶数回については進行状況によって省略してもよいとなっている。その場合には、帳簿に評議を省略した旨を記載している。（大阪家裁）

法的に分からない点について、評議の際に裁判官に確認している。（奈良地家裁）

事実関係に争いがあり、その認定及び法的評価が調整活動のポイントになる事案（以下「I 類型事案」という。）については、調停委員会を構成する調停主任裁判官と調停委員のほか、当事者と接触する機会が多く、様々な情報を持っている書記官も含めて一緒に事案を検討し、評議で意思統一を図っていくことが重要ではないかと考えている。また、I 類型事案や評価根拠事実の評価や金額が調整活動のポイントになる事案については、同一日に集中して期日を入れることも工夫の一つだと思われる。大阪簡裁では、複雑な事案や法的な問題を絡めた事案については、調停主任裁判官において主張や争点を整理したメモを作成した上で評議の資料としたり、法的判断が難しい事件については参考資料や裁判例の写しを示すなど、事案によって強弱を付けた運用を行っているが、調査すべき事項があれば書記官を活用するという方法もあるのではないかと。調停委員には提出されている資料や事情聴取の結果を踏まえて、評議が充実するように豊富な知識・経験に基づいて積極的に意見を述べていただきたい。民事調停の紛争解決機能を強化するための方策については判例タイムズ第1369号に掲載されているので、参考にされてはいかがか。（大阪簡裁裁判官）

(4) 経過表の記載に関する工夫について（小問8）

評議を行わなかった事件については、経過表に主張の整理や事実認定等を簡

潔かつ分かりやすく記載するように心掛けている。(大津地裁)

期日において聴取し、確認した事項等は、合意形成の基礎となる。次回期日以降の円滑な進行のために経過表の記載に協力していただきたい。ただ、経過や事案によって、詳細な記載が必要な場合もあるが、簡単な記載で足りる場合もあるので、柔軟に対応していただきたい。(大阪簡裁裁判官)

(5) 遺産分割調停事件の円滑な処理について(小問9)

期日前に当事者に対して、相続人の範囲や寄与分の主張等についての照会書を送り、その回答を事前に読んで、どういう流れで進めていくかをある程度把握するようにしている。内容によっては、第1回期日前に裁判官と評議して、調停委員会としての方向性と進行を検討している。また、解決シートを作成して争点整理に役立てたり、細かい点については経過表で情報を共有するようにしている。(大津家裁)

遺産分割調停事件を効率的に処理するためには、初期の段階で当事者が対立する点を的確に整理しておくことが必要である。そのために例えば調停進行のモデル図を当事者に交付し、どのように進んでいくかを理解してもらったり、調停手続の中では解決できない問題について争いが激しいようであれば、調停とは別途の手続を取ることを当事者に示唆することが必要になるだろうと思う。また、被相続人と関係が薄かったり、自分の相続分が小さいということで遺産分割に不熱心な当事者に対しては、例えば相続分の放棄や譲渡によって当事者を絞り込んでいくことを出頭当事者に検討させたり、利害を共通にするグループがいる場合にはグループ内の調整の細目をそのグループに委ねるということの評議の中で検討されてはどうか。(大阪家裁裁判官)

2 家事事件手続法第65条の「子の意思の把握」及び研修の取組について

面会交流について独自の書面を第1回目に渡したり、DVDを見てもらったりしている。(神戸家裁)

調停委員の役割としては、両親がどのように子の意思を把握しているのかにつ

いて今まで以上に事情聴取を行い、更に両親にも子の気持ちをきちんと把握してもらうことが大事ではないかと考えている。（大阪家裁）

調査官関与のためのチャート図を作成してもらった。（和歌山家裁）

調停委員としては、例えば両親から聴き取ったり、子から陳述書を入手したり、子が以前に作成した作文や日記や絵等の資料が出てくれば、そういうものを推し量って子の意思を追究していくことになるだろう。把握した子の意思を配慮しながら、合意の成立に向けて当事者に働き掛けるという役割を担っていることを心に留めながら手続の進行を図っていただきたい。（大阪家裁裁判官）

3 新任調停委員の研修、調停充実策について

調停協会等で研修を主催する場合には、裁判所の研修との役割分担を図っていただくとともに、有機的な研修体制を取っていただくことが望ましいのではないかと考えている。研修に当たっては、社会経験に裏打ちされた常識的な物の見方で事件を解きほぐし、事実を認定して合意に導いていくといった点についてのノウハウの研修や当事者から信頼を受けるためにはどういう調停の運営を行っていけばよいのかといった調停委員の姿勢の研修等にも力を注いでいただければ、自主研修がより充実したものになるのではないかとと思われる。（大阪地裁裁判官）

4 調停制度の普及啓発活動について

調停制度をもっと利用していただくためには、国民への直接の働き掛けとともに、国民の相談先にも調停の素晴らしさをアピールしていく必要があるのではないかと。多角的なアプローチをしていくためには、調停協会と裁判所との役割分担や協働が大事である。（大阪地裁裁判官）